

【1997年7月15日】医療保険制度における退職高齢者の位置づけについて

日本労働組合総連合会

医療保険制度における高齢者の位置付けについて

1997年7月15日

日本労働組合総連合会

1. 社会保険は連帯（リスク分散）と自治（当事者責任）を基本とした制度高齢者についても、この本旨をふまえた位置付けとすべき

2. 老人保健制度の問題点

社会保険制度の原則からの逸脱 - - 社会保険制度をベースとしているにも係わらず制度の主体 = 保険者は無し。従って当事者責任は発揮できず、責任も曖昧。

給付と負担の不一致 - - 加入者の保険料賦課基準はさまざま（保険者ごと）で給付は特別制度

* 被用者 OB の場合、年金収入の水準によって市町村国保保険料の水準が大きく異なる。（退職被保険者 1 世帯当たり年間保険料は、総所得金額 33 万円以下世帯で約 2.8 万円であるが、250～300 万円世帯では約 22 万円）

そもそも老人保健制度は、被用者 OB が退職後、市町村国保へ加入することから派生（特殊日本的制度） - - ドイツ、フランスなど社会保険制度を採用している国では、被用者制度に継続加入。

3. 老人保健制度改革の視点

被用者健保制度が、保険リスクの高い退職者を排除しているのが問題

- 社会保険の原則に立ち返った制度改革 = 老人保健制度の廃止

給付と負担の一致 - - 健康保険法（被用者健保）と国民健康保険法（市町村国保）を適用

高齢者独立保険制度は、論理矛盾 - - 医療費は加齢に伴い増大

4. 「退職者健康保険（仮称）」の創設

健康保険法に「退職者健保」を位置づける。

退職高齢者は、「退職者健保」の被保険者とする。

給付は、健康保険法の定めによる。但し、一定年齢以上の者（例えば 70 歳以上）については独自の患者負担限度額を設ける。

*例えば、現行の高額療養費制度の低所得者区分を適用し、償還制ではなく限度額まで窓口払いとする、などが考えられる。

保険料は、退職者を含む被用者全体の平均料率を適用し、年金等収入に乗じて得られた額とする。その2分の1は被用者健保全体が負担する。

*このことにより、退職者についても現役と同様、収入に対する比例保険料となる。

また、退職高齢者内部の負担の不公平も回避される。

公費負担は、少なくとも現行の老人医療給付費への3割相当分を、高齢者のウェイトに応じたものとするなど引き続き堅持する。

*新たな制度のもとで、退職者健保を含む被用者健保全体の高齢化率と高齢者数、市町村国保全体の高齢化率と高齢者数などを総合勘案した調整負担金などが考えられる。

5. 市町村国保の制度改革

以下の理由により、自営業者など被用者（退職者を含む）以外の者を対象とする地域保険たる国民健康保険は、都道府県単位の運営体とすべき。

退職者健保の具体化（国保加入者の約4割が新制度へ移行）と産業構造の変化（現在、就労者の82%が被用者）により、市町村国保の加入者は相当減少。

本来、被用者健保の対象である個人事業所の従事者が多数加入（市町村国保の加入者の約20%）。

*現在、個人事業所で従事者5人未満の場合と、サービス・レジャー産業など特定分野の個人事業所の場合は従事者数にかかわらず、被用者健保の適用は任意とされている。こうした、任意規定は撤廃すべき。

医療サービスは、地域医療計画における高次の医療圏域の設定などで明らかとなり広域的性格を有している（これとは対照的に、介護サービスは地域密着的）。

費用面でも、1件費用が数千万円となることもありリスク分散を図る適正規模が必要。

医療保険制度における退職高齢者の位置づけについて

- 退職者健康保険制度（仮称）の考え方 -

1 基本的考え方

被用者が定年退職後も、引き続きそれまでの健康保険に加入する制度を展望する。その際の基本的考え方は、現行制度のように「高齢者を特別の集団として位置づけ、その費用を医療保険者が拠出する」のではなく、年齢階層、とは無関係にリスク分散をはかりながら一定のルールに基づき給付を受け、かつ費用（保険料）を負担する医療保険の趣旨に則った制度とする。

2 具体的考え方

職域、地域を単位として構成する現行医療保険制度を維持しつつ、退職高齢者についても職域医療保険の被保険者とする。但し、被用者医療保険制度は政府管掌健康保険、組合管掌保険（1,815組合）、共済組合（82組合）に分立している現状を踏まえ、被用者健保全体と退職高齢者による疑似保険集団を想定し、集団内部で同一のルール（健康保険法）を適用する。また、退職高齢者の実際の運用に対応するため、退職者健康保険（仮称）を創設する。

（1）被保険者の範囲

被用者健保の被保険者であった者（必要加入期間を定める）。

（2）給付

給付については、健康保険法の定めによる。但し、高齢者の心身の特性に対応し、一定年齢以上について独自の患者負担限度額制度を考慮する。

（3）保険料

退職高齢者に係わる保険料率は、疑似保険集団全体の給付費総額（a）から現行老人医療費に対する公費負担相当額（d）を差し引いた額を、疑似保険集団全体の標準報酬総額で除して得られた率とする。退職者の標準報酬は年金支給額を基礎とする。

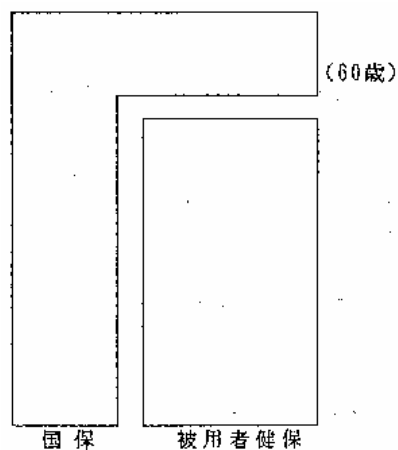
退職高齢者に係わる保険料（b+c）のうち、2分の1は被用者健保が負担する（c）。

（4）被用者健保の負担額

各被用者健保は、退職者健保（仮称）の保険料の2分の1相当額c（医療費総額a - 公費d - 高齢者保険料額b）及び給付費総額（a）から退職者健保（仮称）の給付費（b+c+d）を差し引いて得られる額（e）を合わせた負担総額を各被用者健保の標準報酬総額で按分した額を負担する。

高齢者の位置づけ（概念図）

（現行）



（改正案）

